【概要】「電気設備の技術基準の解釈」の一部改正について

平 成 2 8 年 9 月 経 済 産 業 省 商務流通保安グループ 電 カ 安 全 課

1. 改正の概要

「電気設備の技術基準の解釈(20130215 商局第 4 号。以下「電技解釈」という。)」について、以下の改正を行う。

(1) 地中電線と地中弱電流電線等との離隔について

- 地中電線(電力ケーブル等)は、その故障時に、放電によって地中弱電流電線等(通信ケーブル等)を損傷させることのないよう、電技解釈第125条【地中電線と他の地中電線等との接近又は交差】において、地中弱電流電線等との間に所要の離隔距離を取ることとしている。
- 今般、国土交通省の「無電柱化低コスト手法技術検討委員会」の中間とりまとめ(平成 27 年 12 月 25 日)において、地中弱電流電線等が有線電気通信設備令施行規則(昭和 46 年郵政省令第 2 号)に適合した難燃性の防護被覆を使用したものである場合について、一定の場合には離隔距離を取る必要がないこと等が示され、当該条文における離隔距離に係る規定を改正する。
- また、地中電線を光ファイバーケーブルと接近又は交差して施設する場合の 規定について、有線電気通信設備令施行規則における規定ぶりと平仄を揃える など、所要の修正を行う。

(2) 太陽電池モジュールの支持物の強度に係る規定について

- 平成23年3月30日に公布された建築基準法施行令の一部を改正する政令 (平成23年政令第46号)により、太陽電池発電設備は建築基準法上の工作物 としての規定が適用されなくなったことから、電技解釈第46条【太陽電池発 電所等の電線等の施設】第2項において建築基準法を引用して、支持物の強度 を規定している。
- 従来、建築基準法では「高さ」が 4mを超える太陽電池発電設備について規定していたが、現在の電技解釈は、太陽電池モジュールの「支持物」が 4mを超える場合について規定している。規定の範囲に差異が生じているため、従来の建築基準法で規定していた範囲に合わせるよう、規定の改正を行う。